

付 属 資 料

目次

特記仕様書（抜粋）・・・・・・・・・・ 特 1

案内図・本部構内配置図・・・・・・・・ 1

京都大学（中央）基幹・環境整備（屋外給水設備等）（Ⅲ期）工事

I. 工 事 概 要

- 1. 工 事 場 所 京都市左京区吉田本町（京都大学本部構内）
- 2. 完 成 期 限 令和9年3月31日（水）
- 3. 建 物 概 要

建物名称		――
工種		――
構造		――
階数		――
建築基準法による	建築面積 (m ²)	――
	延べ面積 (m ²)	――
消防法施工令別表第一の区分		――
改修面積 (m ²)		――
備考		――

工事種別	工事種目
屋外	
	○空気調和設備
	○換気設備
	○排煙設備
	○自動制御設備
	○衛生器具設備
一式	●給水設備
	○排水設備
	○給湯設備
	○消火設備
一式	●ガス設備
	○雨水利用設備
一式	●撤去工事

II. 工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

- （1）国立大学法人京都大学契約事務取扱要領（平成16年4月1日財務担当理事裁定制定）別記（1）工事請負契約基準、現場説明書、特記仕様書によるほか、●のついたものを適用する。
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版（以下「標準仕様書」という）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和7年版（以下「標準図」という）
 - 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）令和7年版（以下「文科仕様書」という）
 - 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）平成31年版（以下「文科標準図」という）
 - 工事写真撮影要領 令和5年9月

2. 施 工 条 件

- この工事現場では、次の施工条件による。
 - （1）騒音・振動の発生する作業は、低騒音・低振動・低粉塵工法を採用すること。
 - （2）試験日は作業を中止する等、学校行事を考慮して工事計画を立てること。
 - （3）構内実施中、又は実施が決定した他工事との連絡調整を密に行い、安全かつ円滑な工事の実施を行うこと。
 - （4）その他、周辺建物の使用に影響が出る作業については、事前に監督職員と協議すること。

工事名 京都大学（中央）基幹・環境整備（屋外給水設備等）（Ⅲ期）工事			図面番号 特 1
図面名称 特記仕様書（抜粋）	縮尺 -	設計日 令和8年8月	

現場説明付記事項

- 1 工事施工上の注意事項
- 1) 車両通行経路は、図示の通りとし監督職員と協議の上、誘導員等を配置し、交通整理を行うこと。
工事車両は周辺道路上での違法駐車は行わないようにし、また路上に縦列待機させることも行わないこと。

2) 工事用地は図示の範囲とし、危険防止のため関係者以外の出入ができないようにすること。また、工事関係車両（通勤車両を含む）は工事用地内に駐車することを原則とし、構内の駐車エリア、道路及び空地への駐車は行わないこと。

3) 学校行事・近隣地区行事を考慮して工事計画を立てること。

4) 撤去工事その他で大きな音、振動等が生じる場合は、あらかじめ監督職員に日時を連絡し、承諾を得て工事を進めること。また、施工中の防音対策を十分に検討し行うこと。

5) 教職員、学生等の通行が頻繁なため、構内車両通行には徐行の徹底等、十分注意するよう指導を行うこと。

6) 埋蔵文化財を発見した時は、ただちに工事を中止し、監督職員の指示を受けること。

7) 工事場所内に火災予防のため適切な数量の消火器を設置するとともに、工事関係者に対し、火気等の取り扱いに十分注意するよう指導を行うこと。

8) 支障となる地中埋設物を発見した時は、監督職員と協議の上撤去し、適正処分すること。

9) 工事用地は、除草等常に良好な環境を保持すると共に工事完成時には現状に復帰して返還すること。

10) 同一構内の他工事の業者と連絡調整を密に行い、安全かつ円滑な工事の実施に努めること。

11) 作業時間は、午前8時から午後6時を原則とすること。

12) 構内における喫煙については、監督職員と協議のうえ、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の五に基づく受動喫煙対策を講ずること。
- 2 工事中の構内安全対策について
- 工事中の構内安全対策については、下記事項を十分留意した上、具体的な安全対策等を立案し、監督職員と協議の上、承諾を受けるものとする。
- 1) 監督職員と協議の上、構内要所に工事予告板、警戒標識板、交通規制標識板、工事表示板、案内板等を設置し、常に良好な状態に保つこと。

2) 掘削時等で危険な状態となる箇所には、安全柵、工事中表示板（点滅灯付）を、夜間は保安灯及び赤色回転灯を設置し、安全な状態を確保すること。

3) 構内通行の安全及び騒音防止のため工事用車両は徐行すること。

4) 大型車両の構内通行に際し、地中埋設物、マンホール等は必要に応じ養生を行うこと。

5) 大型車両による作業の場合は必要に応じて交通整理員を追加増員し、誘導・交通整理等により構内の安全確保に努めること。

6) 仮囲いの設置に伴い、構内通路の視認性が確保できない場合は、常夜灯及びコーナ一部に透明パネルを設置するなど安全確保に努めること。

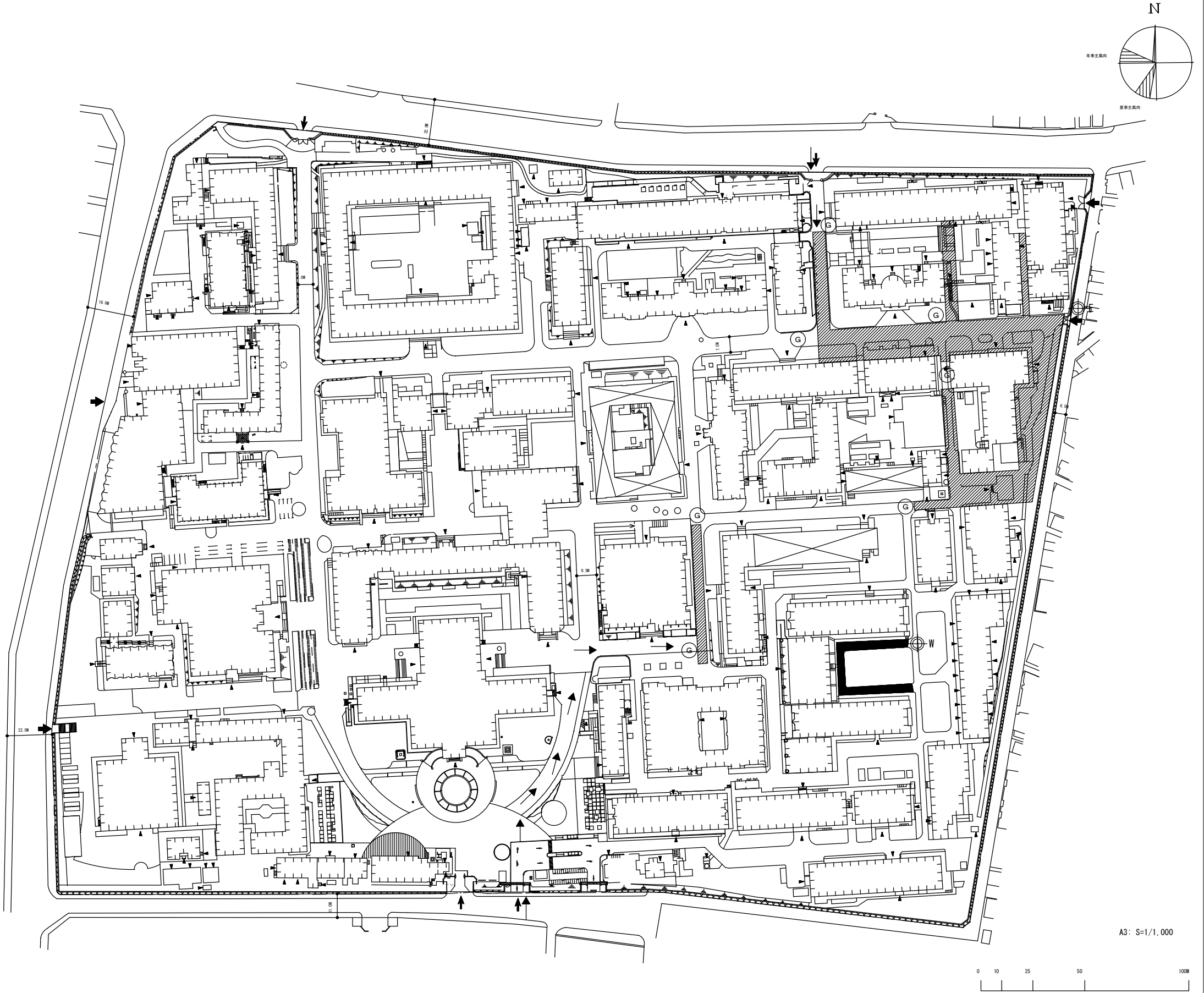
7) パネルゲートには電子音つき回転灯を設置するなど事故防止に努めること。

凡例

	工事範囲
	工事用地
	工事車両用進入経路
	工事用給水分岐位置
	工事用電力引込位置（構外より）
	交通整理員（工事車両通行、掘削作業時等に誘導整理を行う）



案内図（Non Scale）



工事名	京都大学（中央）基幹・環境整備（屋外給水設備等）（Ⅲ期）工事		図面番号
図面名称	案内図、本部構内配置図	縮尺	1
		設計日	
		令和8年8月	